



「条例指定により寄附金控除の対象とするNPO法人の考え方等に関する中間取りまとめ」の考え方に対する調査・意見書

入力内容の確認

以下の入力内容をご確認ください。
 よろしければ「送信する」ボタンをクリックしてください。
 入力内容に間違いがある場合は、「修正する」ボタンをクリックし、再度入力してください。
 また、機種依存文字（丸付き数字など）は使用しないでください。パソコンの機種によっては、機種依存文字が入力されている場合、正常に表示できない場合があります。

問1 	2 概ね分かりやすかった
問2	3 現時点で「条例指定」の申請を検討するかは分からない
問3	2 「認定」の取得を目指す予定はない
問4（1）	固定的な要件ではなく、総合的に判断するとされているので、その通りの運用になるなら、妥当だと考える。
問4（2）	<p>例示された「地域における支持」の数値基準について、間接的に最低事業規模を規定する事を意味する。</p> <p>ここで例示された数字では、1000円以上の寄付者が100人以上 = 事業規模10万円、2000円以上の寄付者が75人以上 = 事業規模15万円、3000円以上の寄付者が50人以上 = 事業規模15万円、となるが、寄付金基準額により事業規模を変える理由は無いので、2000円以上の寄付者が50人以上、3000円以上の寄付者が33人以上と例示すべきだろう。</p> <p>また、必ずしも全員が同額を負担しているわけではなく、代表者や幹事などの一部の人が他の人より多く負担している団体が多いと考えられるので、間接的に最低事業規模を規定する事になる本基準は、想定される事業規模に照らして、より低めに設定する必要があると考える。</p> <p>寄付者全てが「川崎市民」である事を確認する作業は、事務コストをいわずらに増やさないという基本的考え方に照らし、問題があると考ええる。個人情報の厳格な管理が求められる現代においては特に、個人情報の管理は事務コストの増大に直結する。</p> <p>また、特に市境地域においては、必ずしも支援者の全てが川崎市民であるとは限らず、しかし利益は川崎市内に及ぶのだから、市境地域での活動団体にも配慮した規定にする必要があるだろう。</p> <p>いずれにせよ、認定されても川崎市民でなければ控除対象にならないのだから、川崎市内やその隣接地に主たる事務所や活動場所がある等の証明しやすい規定を満たせば、個別の寄付対象者が川崎市民かの確認は省略して差し支えなく、例えば1000円以上の寄付者が100名、2000円以上の寄付者が50名...といった規定だけで充分と考える。</p>

問5(1)	確認できた範囲では適当と考える。ただし、緩和特例が適用される場合については、経理処理などについて、より簡略化を期待したい。 また、具体的な要件については、全国規模で活動する団体（認定NPO法人）よりも小規模の団体が多く、税理士や行政書士などに依頼する財務余力のある団体は少ないと考えられるので、認定NPO法人の規定を援用する部分を中心に、支援や指導を受けられる体制整備が必要と考える。
問5(2)-1	3 分からない
問5(2)-2	
問6(1)	人件費を支払えないNPO・市民団体にとり、幹事が本業の傍らで事務作業をしている場合が多く、事務処理負担が重くなるほど本業に差し障りが出て、財務諸表には載らない負担が生じていると考えるべきだろう。市で定める要件にもよるが、認定NPO法人と同程度に設定された部分については、緩和措置が必要になると考える。
問6(2)	3 現時点で特例適用を検討するかは分からない
問6(3)	
問7	説明会に都合つかず出られず、資料の確認もままならないうちに遅くなってしまいましたが、よろしくお願ひします。 市民団体・NPO法人には様々な規模があるでしょうが、我々のような零細規模の団体も多くある中で、幅広い団体の実情に合った制度になるよう期待しております。 なお、このフォームの検査項目が間違っているのか、「連絡先1（法人名等）」に電話番号を書かないと送信できないようです。当会は専任の事務担当者を置いておらず、電話は留守電・折り返しにしているので、お電話いただく際は必ず用件と連絡先を入れてください。
連絡先1	050 3638 3464
連絡先2	持続可能な地域交通を考える会
連絡先3	井坂

ご協力ありがとうございました。

入力が終わりましたら、下の「入力内容確認」ボタンを押して進んでください。

修正する

送信する